

建設工事事業者 各位

飯田市財政課長

日頃より、建設行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、土木工事等の工事の週休2日工事の経費の補正について、県は要領を改正し、令和7年10月1日から週単位（土日）の週休2日工事が追加されました。飯田市では、これまで土木工事等と建築工事と統一の週休2日実施要領にて運用してきましたが、県の要領では、昨年10月に改正された土木工事等の要領と、2月に改正された建築工事の要領の用語の定義等に差異があることなどから、飯田市においても、今回それぞれの要領を制定することとし、土木工事等においては、県と同様に週単位の週休2日工事を反映した「飯田市土木工事等週休2日工事实施要領」を新たに制定しましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

## 1 制定の内容（飯田市週休2日工事实施要領からの変更点）

### (1) 主旨

この要領は、飯田市が発注する建築工事以外の土木工事（河川工事、道路工事、農業施設工事その他これに類する工事）の建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

### (2) 用語の定義

①週単位（土日）の週休2日 対象期間内の全ての土・日曜日を現場閉所日とすることをいう（週の定義は月曜日から日曜日までとする）。

②完全週休2日 対象期間内の全ての土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。

### (3) 受注者の取組

受注者は、現場閉所日として定めた日（週単位（土日）の週休2日工事における土・日曜日など）に受注者の責によらない事情でやむを得ず作業を行う場合は、代替りの現場閉所日を設定し、事前に監督員の承諾を得る。

### (4) 発注者の取組

発注者は、週休2日工事を実施する場合、長野県の週休2日工事实施要領に準じた補正を行う。なお、直接工事費・間接工事費の具体的な補正方法は、各工事の特記仕様書に明示するものとする。

## 2 要領

別添のとおり

## 3 施行日

令和8年3月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。

（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表の適用日」において、「08.03.01」と表示される工事から適用する。）

（建築工事の要領は令和8年4月1日施行となりますので、ご注意ください。）

財政課 契約係  
担当 鈴木  
内線 2135